

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、国は4月9日、東京都、京都府、沖縄県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、東京都における重点措置期間を4月12日から5月11日までと決定した。これを受け都知事は同日、23区6市を区域として、都民の外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請した。

区は、これらの状況を踏まえ、4月12日から5月11日までの間、以下のとおり対応する。5月12日以降の対応は、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様は、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底すること等をお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常、午後8時以降も開館している施設については、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。
利用定員を設けている施設の収容人数は、定員の100%とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される利用は、定員の50%とする。なお、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
利用定員を設けていない施設は、上限を5,000人とする。
- (2) 飲食を目的とした利用および入浴は、引き続き禁止する。
- (3) 感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。
- (4) 都県境を跨ぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

- (1) 各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。
実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

歓送迎会、ランチ会等における会食は、お控えください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。